

お子さまの 就学のために

こ ひとりひとり も のうりよく か のうせい
子ども一人一人の持つ能力や可能性を
さいだいげん の じりつ しゃかいさん か
最大限に伸ばし、自立し社会参加する
ひつよう ちから つちか めざ
ための必要な力を培うことを目指して



島根県教育センター

☆来所相談申し込み方法：電話予約

	島根県教育センター 教育相談スタッフ	島根県教育センター 浜田教育センター 教育相談スタッフ	島根県教育センター 教育相談スタッフ “こころ・発達”教育相談室
利用対象者	幼児から高校生までの子どもと保護者、学校関係者等		
相談の内容	学校教育や家庭教育に関する様々な不安や悩み、心配なこと（学習・生活・発達・対人関係等）		医療が必要と考えられる子どもに関する相談・紹介
相談日 受付時間	来所相談(要予約):月～金曜日 9:00～17:00【祝日・年末年始は除く】	電話相談:月～金曜日 9:30～17:00 来所相談(要予約):月～金曜日(水曜日は午後のみ) 9:30～17:00【祝日・年末年始は除く】	電話相談:月～木曜日 10:00～16:30 来所相談(要予約):水・木曜日 10:00～16:30【祝日・年末年始は除く】
申し込み 問い合わせ	〒690-0873 松江市内中原町255-1 (電話)0852-22-5876	〒697-0023 浜田市長沢町1550-1 (電話)0855-23-6784	〒693-0032 出雲市下古志町1574-4 (出雲市立神戸川小学校・ 河南中学校 若松分校内) (電話)0800-200-1556

島根県発達障害者支援センター

☆申し込み方法：電話予約等

	東部発達障害者支援センター<ウィッシュ>	西部発達障害者支援センター<ウィンド>
利用対象者	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいのある方とそのご家族、また支援者や関係機関等	
相談の内容	(1)相談支援 (2)発達支援 (3)就労支援 (4)啓発・研修	
相談日 受付時間	毎週月曜日から金曜日(祝日・年末年始除く) 9:00～12:00 13:00～17:00	
申し込み 問合せ先	〒699-0822 出雲市神西沖町2534-2 さざなみ学園内 (TEL) 050-3387-8699 (FAX) 050-3730-9745 (E-mail) wish@sazanami-g.jp	〒697-0005 浜田市上府町イ2589 こくぶ学園内 (TEL) 0855-28-0208 (FAX) 0855-28-0217 (E-mail) wind1841@rhythm.ocn.ne.jp

県立特別支援学校

教育相談や見学、体験学習を実施しています。

なお、特別支援学校間で連携していますので、必要に応じて他の学校を紹介します。

種別	学校名	学校所在地	電話	URL
視覚	盲学校	松江市西浜佐陀町468	(0852)36-8221	http://www.shimanet.ed.jp/moh/
聴覚	松江ろう学校	松江市古志町191-6	(0852)36-7222	http://www.shimanet.ed.jp/matsurou/
	浜田ろう学校 (視覚障がいについての相談も行っています)	浜田市国分町342-2	(0855)28-0146	http://www.shimanet.ed.jp/hamarou/
知的	松江養護学校	松江市西川津町31	(0852)26-6880	http://www.shimanet.ed.jp/matsueyougo/
	安来分教室(高等部)	安来市佐久保町115 安来高等学校内	(0854)22-2680	
	出雲養護学校	出雲市神西沖町2485	(0853)43-2260	http://www.shimanet.ed.jp/izumoyougo/
	大田分教室(小中学部)	大田市久手町刺鹿522-1	(0854)84-0213	
	瀬摩分教室(高等部)	大田市仁摩町仁万907番地 瀬摩高等学校内	(0854)88-9060	
	雲南分教室(高等部)	雲南市三刀屋町三刀屋1212-32	(0854)45-0388	
	石見養護学校	邑智郡邑南町中野2384-18	(0855)95-0319	http://www.shimanet.ed.jp/iwamiyougo/
	浜田養護学校	浜田市国分町342-2	(0855)28-2200	http://www.shimanet.ed.jp/hamadayougo/
益田養護学校	益田市横田町2120-1	(0856)31-5111	http://www.shimanet.ed.jp/masudayougo/	
隠岐養護学校	隠岐郡隠岐の島町城北町363	(0851)2-3593	http://www.shimanet.ed.jp/okiyougo/	
肢体不自由	出雲養護学校	出雲市神西沖町2485	(0853)43-2260	http://www.shimanet.ed.jp/izumoyougo/
	益田養護学校	益田市横田町2120-1	(0856)31-5111	http://www.shimanet.ed.jp/masudayougo/
	松江清心養護学校	松江市東生馬町11	(0852)36-8720	http://www.shimanet.ed.jp/seishin/
	江津清和養護学校	江津市渡津町772	(0855)52-2613	http://www.shimanet.ed.jp/seiwa/
病弱	出雲養護学校みらい分教室(小中学部)	出雲市神西沖町2534-2	(0853)43-2260	http://www.shimanet.ed.jp/izumoyougo/
	江津清和養護学校	江津市渡津町772	(0855)52-2613	http://www.shimanet.ed.jp/seiwa/
	松江緑が丘養護学校	松江市上乃木5丁目18-1	(0852)23-9500	http://www.shimanet.ed.jp/midori/

就学相談・教育相談の場

子どもたち一人一人の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るため、下記の機関では、随時保護者からの就学相談や教育相談に応じています。

市町村教育委員会

	教育委員会	〒	所在地	電話
1	松江市発達教育相談支援センター「エスコ」	690-0045	松江市乃白町32-2	0852-55-5455
2	浜田市教育委員会	697-8501	浜田市殿町1	0855-25-9711
3	出雲市教育委員会	693-8531	出雲市今市町70	0853-21-6324(内線4039)
4	益田市教育委員会	698-8650	益田市常盤町1-1	0856-31-0451
5	大田市教育委員会	694-0064	大田市大田町大田口1111	0854-83-8124
6	安来市教育委員会	692-0404	安来市広瀬町広瀬703	0854-23-3250
7	江津市教育委員会	695-8501	江津市江津町1525	0855-52-2501(内線1532)
8	雲南市教育委員会	699-1392	雲南市木次町木次1013-1	0854-40-1072
9	奥出雲町教育委員会	699-1832	仁多郡奥出雲町横田1037	0854-52-2672
10	飯南町教育委員会	690-3207	飯石郡飯南町頓原2084-4	0854-72-0301
11	川本町教育委員会	696-0001	邑智郡川本町大字川本332-15	0855-72-0704
12	美郷町教育委員会	699-4692	邑智郡美郷町粕淵168	0855-75-1217
13	邑南町教育委員会	696-0317	邑智郡邑南町淀原153-1	0855-83-1126
14	津和野町教育委員会	699-5605	鹿足郡津和野町後田口64-6	0856-72-1854
15	吉賀町教育委員会	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市648	0856-77-1285
16	海士町教育委員会	684-0403	隠岐郡海士町大字海士1490	08514-2-1222
17	西ノ島町教育委員会	684-0211	隠岐郡西ノ島町大字浦郷544-38	08514-6-0171
18	知夫村教育委員会	684-0102	隠岐郡知夫村1065	08514-8-2301
19	隠岐の島町教育委員会	685-0022	隠岐郡隠岐の島町今津346-2	08512-2-2095

島根県教育委員会及び教育事務所

特別支援教育担当指導主事がいます。

機関名	〒	所在地	電話
島根県教育庁 特別支援教育課	690-8502	松江市殿町1番地	0852-22-6710
		ホームページ URL http://www.pref.shimane.lg.jp/tokubetsushien/	
松江教育事務所	690-0011	松江市東津田町1741-1	0852-32-5772
出雲教育事務所	693-8511	出雲市大津町1139	0853-30-5682
浜田教育事務所	697-0041	浜田市片庭町254	0855-29-5706
益田教育事務所	698-0007	益田市昭和町13-1	0856-31-9673
隠岐教育事務所	685-8601	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9775

ライフステージに応じた支援について

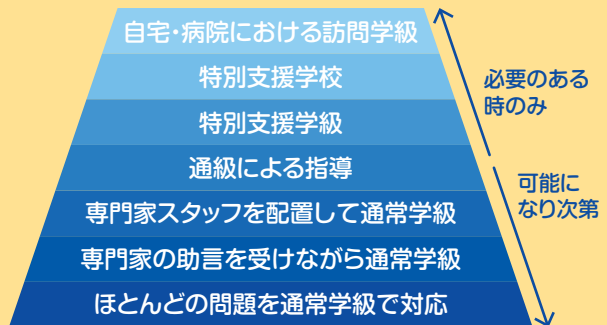
【就学先等の見直し】

就学時に応じた「学びの場」は、固定したものではなく、子ども一人一人の発達段階や適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、必要に応じて柔軟に就学先の変更ができます。

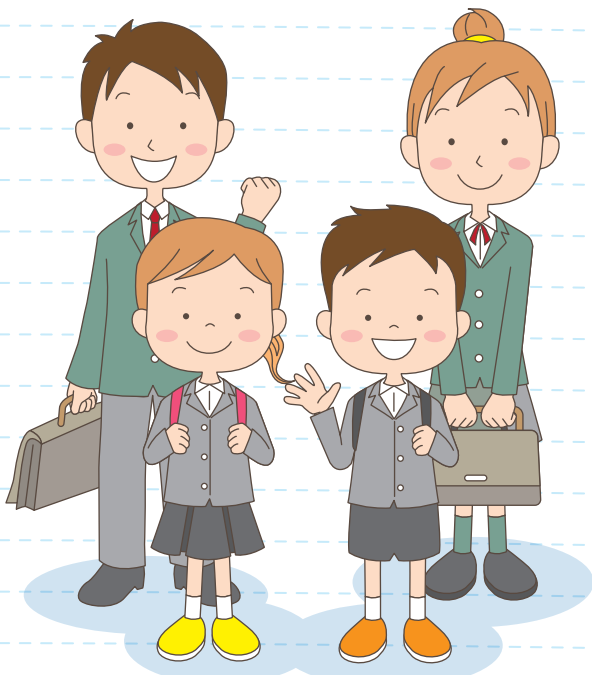
このためには、定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを行い、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直していくことが必要です。

【多様な学び場の連続性】

小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校での多様な学びの場



就学の手続きについて



●就学相談の窓口

入学についての相談窓口は、お住まいの市町村教育委員会の就学相談担当です。

また、皆さんのお住まいに近い特別支援学校の教育相談部等でも、発達障がいを含めた障がいのあるお子さんや保護者さんに対して相談支援を行っています。

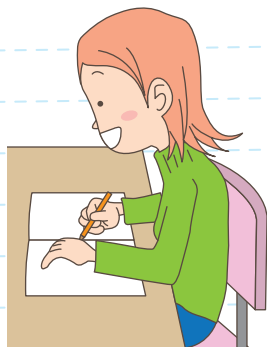
●就学先の決定まで

就学先の決定にあたって、市町村教育委員会の就学相談担当に、不安に思うことや分からないことなどを十分に相談しましょう。また、就学先を考える際は、教育学、医学、心理学等専門的知識のある方（市町村教育支援委員会）の意見を聞いたり、実際に学校見学・体験等に参加したりします。そして、お子さんにとって最もふさわしい就学先を決定します。

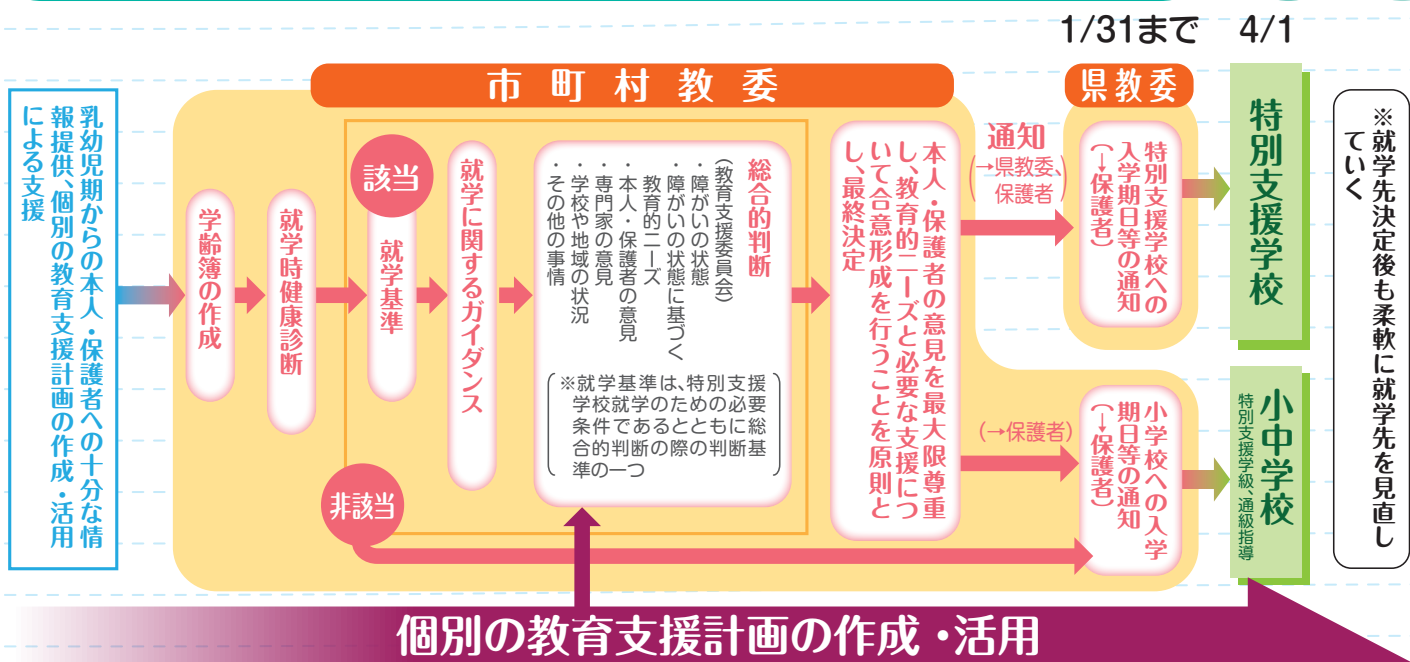
特別支援学校における教育

特別支援学校では、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の子どもを対象にしています。小学校、中学校、高等学校と同じように、小学部、中学部、高等部があり、ろう学校には幼稚部及び通級指導教室があります。また障がいの状況により通学が困難な子どもたちに対しては、教員が家庭、病院などに出向いて指導する訪問教育を行っています。

子どもたちの卒業後の社会生活を視野に入れて、ニーズに応じた教育内容・方法を工夫したきめ細かな指導が行われています。



障がいのある児童生徒の就学先決定について



個別の教育支援計画の作成・活用

就学相談・教育相談

※相談の場合は裏面に記載しています。

相談支援ファイルの活用

保護者の了解を得た上で、「※個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等を作成し、早期からの教育相談の記録や関係部局、関係機関が行った支援内容などの情報を必要に応じて共有し、活用する体制を整え、子どもと保護者への一貫した支援に結びつけることが重要です。

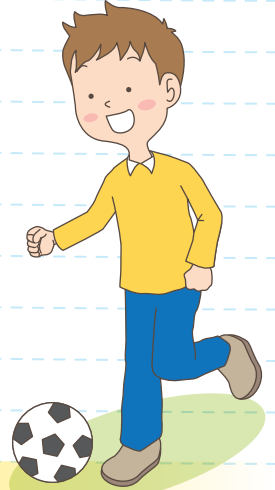
※障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業までの長期的視野に立って、一貫して的確な支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した計画をいう。

小・中学校における教育

小・中学校においては、支援の必要性が高い子どもに対して、校内支援体制を整備し、学校全体で支援をしています。発達障がいを含め、障がいの状態に応じて通常の学級での指導や通級による指導、特別支援学級における指導が行われています。

①通常の学級における指導

通常の学級においては、集団での指導とともに、個々の子どもの実態に応じた指導内容や指導方法を工夫しています。お子さんのよいところ等がさらに伸びるよう学級経営を充実させていくこと、見通しが持ちやすく、分かりやすいユニバーサルデザインの授業作りを進めています。



②通級による指導

通級による指導は、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい (LD)、注意欠陥多動性障がい (ADHD)、肢体不自由、病弱及び身体虚弱のある子どもを対象にしています。ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態に応じた特別の指導 (「自立活動」及び「各教科の補充指導」) を特別の場 (通級指導教室) で受ける教育の形態です。



③特別支援学級における指導

少人数によるきめ細かな指導を行う学級です。特別支援学級は、弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がいのある子どもを対象にしています。基本的には、小・中学校の学習指導要領に沿った教育が行われますが、子どもの実態に応じて各教科の下学年の目標・内容に代えたり、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にしたりして、特別の教育課程が編成できるようになっています。

